

## 役員等の会社に対する損害賠償責任

### 1 概要

すでに述べているように、取締役、監査役、会計監査人、執行役<sup>1</sup>は、いずれも会社との関係背任の規定に従うとされ（330、402Ⅲ）、その結果、いずれも会社に対して善管注意義務を負うことになる（民法 644）。そのため、理論的には、役員等が善管注意義務に違反して会社に損害を与えた場合、会社に対して債務不履行責任に基づく損害賠償責任を負うことになる（民法 415）。しかし、会社法は役員等の責任を明確にするために、特別の規定を置いている。

なお、役員等の損害賠償責任は、複数の者が責任を負う場合、その者全員の連帯債務となる（430）。

### 2 任務懈怠責任

役員等がその任務を怠ったときは、会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う<sup>2</sup>（423Ⅰ）。法令・定款に違反する行為も、任務懈怠になり、その法令は会社法にとどまらず、会社を名あて人とし、会社がその業務を行うに際して遵守すべきすべての規定もこれに含まれる<sup>3</sup>。

取締役の任務懈怠責任で問題となりうるのは、代表取締役でも業務執行取締役でもない場合、取締役個人としては取締役会のメンバーにすぎないため、取締役会で議題とならなかった事項にも責任が及ぶかどうかである。この点、取締役会は会社の業務執行につき監督する地位にあるから、取締役会を構成する取締役は、取締役会に上程された事柄だけでなく、代表取締役の業務執行一般につきこれを監視し、必要があれば取締役会を自ら招集し、あるいは招集することを求め、取締役会を通じて業務執行が適正に行われるようにする職務を有するものと解すべきものとされている<sup>4</sup>。そのため、このような監視義務を怠った場合は、任務懈怠責任が生じうる。

取締役や取締役会の判断がその当否を超えて任務懈怠としての損害賠償が問題となる場合は、その決定の過程、内容に著しい不合理性があるか否かで判断される<sup>5</sup>。いわゆる経営判断の法理である<sup>6</sup>。

---

<sup>1</sup> 法文上は、会計参与を含めて、これらの者を「役員等」と定義している（423Ⅰ）。そこで、本文でも以下「役員等」とする。

<sup>2</sup> 任務懈怠責任も過失責任であり、理論的には任務懈怠の存在とは別に過失がなければ責任は発生しないといわれることがある（最判昭和 51・3・23 集民 117-231 参照）。しかし、裁判における実務上の判断としては任務懈怠の前提としての善管注意義務違反の中に過失の有無も取り込んで判断しているのが実際ではないかと思われ、任務懈怠の有無のほかに過失の有無が問題となることは、実務上は少ないのではないかと思う。

<sup>3</sup> 最判平成 12・7・7 民集 54-6-1767。

<sup>4</sup> 最判昭和 48・5・22 民集 27-5-655。ただし、取締役の第三者に対する責任に関する判例である。

<sup>5</sup> 本文記載の意味での経営判断法理を採用したものと考えられる判例として、最判平成 22・7・15 集民 234-225。

<sup>6</sup> 経営判断法理とは、アメリカの判例法理で発展してきたもので、取締役の経営判断が会社に損害をもたらす結果を生じたとしても、当該判断がその誠実性・合理性をある程度確保する一定の要件のもとに行われた場合は取締役の責任を問わないとするものである。そこでは、一定の要件によって司法審査を排除するものとして

また、上場会社のように規模の大きい会社の場合、代表取締役や業務執行取締役、あるいは執行役の業務執行のすべて<sup>7</sup>を、個々の取締役が直接すべて監視することは、非現実的である。そこで、大会社は内部統制システム構築義務が存在し（362IV⑥、V）、この内部統制システムを通じた監視体制が重要となる。そして、この内部統制システム構築義務が果たされ、これが機能している限り、取締役の任務懈怠責任は発生しない<sup>8</sup>。

責任を負う者は、任務懈怠をした役員等自身であるが、取締役会や監査役会の決議に基づいてなされた場合、その決議に賛成した者は、賛成したことに任務懈怠があればそのことを理由に責任を負う。そして、取締役会・監査役会に出席した取締役・監査役は、議事録に異議をとどめておかないと決議に賛成したものと推定される（取締役会につき 369V、監査役会につき 393IV）。

利益相反取引によって会社に損害が生じた場合、当該利益相反取引を行った取締役や執行役には、任務懈怠が推定され（423III①）、自己のために利益相反取引を行った取締役・執行役は、任務懈怠に過失がなくても責任を負う（428 I）<sup>9</sup>。利益相反取引をすることを決定した取締役や執行役も任務懈怠が推定される（423III②）。そして、決議に賛成した取締役にも任務懈怠が推定される（423III③）。

任務懈怠責任による損害賠償の時効期間は、10年というのが判例<sup>10</sup>である。

### 3 損害賠償の額

#### (1) 原則

任務懈怠責任のある役員等は、相当因果関係のある範囲で賠償しなければならない（民法 416）。しかも、任務懈怠責任は、原則として株主全員の同意がない限り免除することができない（424）。したがって、特に上場会社の役員等の任務懈怠責任として、高額の責任を負わされる可能性がある<sup>11</sup>。なおかつ、その責任を株主代表訴訟（847III）で追及される恐れがある。そのため、適切な役員のみならず手がなくなってしまうのではないかということが懸念された。そこで、役員等の責任軽減の規定が平成13年商法改正により盛り込まれ、これが会社法に引き継がれている。

#### (2) 責任軽減

上記のとおり、役員等の任務懈怠責任を一定程度までに軽減することが認められている<sup>12</sup>。

---

機能しており、その要件が満たされれば、判断内容にまで踏み込まないというものである。しかし、日本の判例は判断内容の著しい不合理性まで要求している。

<sup>7</sup> これは理屈の話であり、現実には従業員の職務執行そのもののことを指す。

<sup>8</sup> 内部統制システム（判例は「リスク管理体制」という言い方をしている）構築義務違反を否定して損害賠償責任を否定した判例として最判平成21・7・9集民231-241

<sup>9</sup> この条文の趣旨を裏から読むと、自己のために利益相反取引をした取締役・執行役以外の任務懈怠責任については、任務懈怠に過失がなければ責任を負わないことを意味する。そのため、任務懈怠の有無と過失の有無は別々の判断になるというのが、法の建前のようなものである。

<sup>10</sup> 最判平成20・1・28民集62-1-128。

<sup>11</sup> 大和銀行巨額損失事件（大阪地判平成12・9・20判時1721-3）では、合計で7億7500万ドル（当時のレートで829億円）の損害賠償が言い渡された。本文で後述する責任軽減の規定は、この裁判例がきっかけとなったといってもいい。

<sup>12</sup> ただし、自己のために利益相反取引を行った取締役、執行役は責任軽減の制度の適用はない（428II）。

最低限負わなければならない責任のことを最低責任限度額という。責任軽減の方法として3種類の方法が規定されている。

ただし、自己のために利益相反取引を行った取締役や執行役の責任の一部免除は認められない(428Ⅱ)。

#### (ア) 最低責任限度額

まず、最低責任限度額は、

- i 代表取締役及び代表執行役は、職務執行の対価の年収の6倍
- ii i及びiii以外の取締役及び執行役は、同様に年収の4倍
- iii 社外取締役、監査役、会計監査人は、同様に年収の2倍<sup>13</sup>

とされるが(425Ⅰ①)、有利発行の方法で新株予約権を付与された場合<sup>14</sup>は、その譲渡や権利行使による利益も加算される<sup>15</sup>(425Ⅰ②、規則114)。

年収には、報酬、賞与その他の対価が含まれ、使用人を兼務する場合、その使用人の報酬部分も含まれる。退職慰労金や使用人を兼務する場合の退職手当<sup>16</sup>が支給される場合は、その退職慰労金や退職手当から役員勤務年数を除いた額<sup>17</sup>も年収に加算される<sup>18</sup>。そして、在職中一部免除を受ける事業年度までの年収を、各事業年度ごとに合計し、そのもっとも高い事業年度の年収が、倍率の基礎となる年収とされる(以上、規則113)。

新株予約権の利益の計算は、既に権利行使している場合は、権利行使時の株式の時価から権利行使価格及び付与時の払込価格を控除した額が加算され、新株予約権を譲渡している場合は、その譲渡価格から付与時の払込価格を控除した額が加算される(以上、規則114)。

以上の方法で計算された最低責任限度額を超える部分について、次の3種類の方法で免除が可能とされる。

#### (イ) 株主総会特別決議

一部免除の第1の方法は、株主総会特別決議により一部免除できる(425Ⅰ)。ただし、要件として役員等の職務執行につき悪意でなく重過失もないことが必要である。

取締役は株主総会に、次の事項を開示しなければならない(425Ⅱ)。

- i 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額
- ii 免除することができる額の限度及びその算定の根拠

<sup>13</sup> ちなみに、会計参与も年収の2倍とされている。

<sup>14</sup> 有利発行による付与でなければ、対価を払い込んでいるか、あるいは払込みをしていないのであれば、対価相当額が報酬として計算されなければならないことになる。

<sup>15</sup> 責任の一部免除時まで新株予約権を行使もせず譲渡もしていなかった場合は、その後の権利行使や譲渡が制限され、株主総会の承認が必要となり(425Ⅳ後段)、新株予約権証券が発行されていた場合は、この承認を受けるまで会社に預託しなければならない(425Ⅴ)。

<sup>16</sup> ただし、使用人兼務の場合の退職手当で加算対象となる部分は、当該役員等を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分の額に限られる。

<sup>17</sup> ただし、本文iないしiii記載の倍率の方が役員勤務年数より超えている場合は、当該倍率で除する。

<sup>18</sup> なお、責任の一部免除を受けた役員等へ退職慰労金を支給する場合は、株主総会の承認が必要とされる(425Ⅳ前段)。ただ、取締役や監査役について言えば、その退職慰労金は報酬としての性質があり、定款に定めがない限りそもそもが株主総会決議が必要なので(361、387)、ここでの株主総会の承認は、個別の役員ごとに承認すべきか否かの決議が求められる点にあるというべきであろう。

### iii 責任を免除すべき理由及び免除額

また、監査委員たる取締役以外の取締役及び執行役の一部免除の議案を株主総会に提出するには、各監査役・各監査委員の同意が必要である（425Ⅲ）。

#### （ウ）定款+取締役会決議

第2の方法として、定款に定めることにより、取締役会の決議で最低責任限度額を超える部分について一部免除することもできる。ただし、要件として、役員等が悪意でなく重過失もない場合で、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときでなければならない（426Ⅰ）。

また、この取締役会決議をした場合、上記（イ）iないしiiiの事項及び責任を免除することに異議がある場合には1か月を下らない一定の期間を定めてその期間内に当該異議を述べるべき旨を公告しなければならず（426Ⅲ）、総株主の議決権の3%以上の株主が異議を述べたときは、免除の効力を失う（426Ⅴ）。

この方法による取締役（監査員を除く）や執行役の責任の一部免除を可能とする定款変更をする場合、及び具体的に取締役（監査員を除く）や執行役の責任の一部免除の取締役会決議をする場合は、各監査役・各監査委員の同意が必要である（426Ⅱ、425Ⅲ）。

#### （エ）定款+責任限定契約

第3の方法として、社外取締役、社外監査役、会計監査人の責任の一部免除に関しては、定款に定めることにより、会社との間で責任限定契約を締結することができる（427Ⅰ）。

この場合の責任の限度は、最低責任限度額とするか、あるいはこれより高い額を責任の限度とする旨を定款で定めてもよい。この責任限定契約を締結した場合は、最低責任限度額または定款で定めた額以上の責任は発生しない。ただし、要件として当該役員等の職務執行につき善意で重過失がないことが必要である。

責任限定契約を締結した役員等の任務懈怠により会社に損害が生じたことを知った場合、その後最初に招集される株主総会で次の事項を開示しなければならない（427Ⅳ）

- i 上記（イ）i及びiiの事項
- ii 当該契約の内容及び当該契約を締結した理由
- iii 当該役員等が賠償する責任を負わないとされた額

責任限定契約は、当該役員等が社外性を失うと失効する（427Ⅱ）。

定款変更して社外取締役（監査員を除く）に関して責任限定契約を導入するには、各監査役・各監査委員の同意が必要である（427Ⅲ）。

## 4 その他の会社に対する責任

その他の役員等の責任としては、株主の権利行使に関し利益供与を行った取締役の責任、剰配当を行った場合の役員等の責任、取締役の欠損填補責任などがあるが、それぞれの箇所ですら詳細する。